

平成 28 年度
環境省 エコアクション 2 1 CO₂削減プログラム (Eco-CRIP) 補助事業
応募要領

一般財団法人持続性推進機構

一般財団法人持続性推進機構（以下、「IPSuS」とします。）は、環境省から平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業）の交付を受け、中小事業者を対象としたエコアクション 2 1 CO₂削減プログラム（Eco-CRIP）補助事業（以下、「Eco-CRIP 補助事業」とします。）を実施します。

本要領では、Eco-CRIP 補助事業の概要、参加の方法及びその他の留意事項等を記載しています。Eco-CRIP 補助事業に参加を希望される事業者は、本要領を十分ご認識された上で応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本要領に記載されていないその他の Eco-CRIP 補助事業に関する詳細は、「平成 28 年度 環境省エコアクション 2 1 CO₂削減プログラム（Eco-CRIP）補助事業 間接補助金交付規程」（以下、「交付規程」とします。）を参照してください。

1. Eco-CRIP 補助事業の趣旨

エコアクション 2 1 CO₂削減プログラム、通称 Eco-CRIP（エコ・クリップ）は、環境省が策定した環境経営システムである「エコアクション 2 1」のガイドラインをもとに、中小事業者でも無理なく実践できる、CO₂削減に特化した環境経営システム構築のためのプログラムです。

Eco-CRIP 補助事業は、サプライチェーンの重要な構成者である中小事業者へ環境経営の専門家を派遣し、環境省が作成した「エコアクション 2 1 CO₂削減プログラムの手引き」（以下、「Eco-CRIP の手引き」とします。）に基づき、中小事業者の省エネルギー等の低炭素活動、及び社内における環境経営システム構築の支援を行う事業に要する経費を補助します。このため、Eco-CRIP 補助事業の参加事業者は、所定の要件を満たした場合、受けた支援が無料となります。

Eco-CRIP 補助事業は、支援を通じて、低炭素対策が十分に進んでいない中小事業者の低炭素化活動を着実に進め、サプライチェーン全体での低炭素化達成に資することを目的としています。

2. Eco-CRIP 補助事業の概要

① 参加申込

- ・Eco-CRIP 補助事業に参加を希望する事業者は、最寄りの担当地域事務局へ参加を申し込みます。

② 支援相談人の派遣

- ・担当地域事務局から、参加事業者の業種、業態等を考慮し、適切な支援相談人を参加事業者に派

遣します。

③ CO₂の削減及び環境経営システム構築・運用のための取組の支援

- ・参加事業者は参加の目的に応じて、初歩的な環境経営体制構築のための取組（以下、「Eco-CRIPの手引きに基づく取組」とします。）に対する、又はより高度な環境経営体制構築のための取組（以下、「エコアクション2.1ガイドラインに基づく取組」とします。）に対する、5回の戸別訪問支援を受けます。
- ・参加事業者は、5回の戸別訪問支援を通して、支援相談人の支援のもと、省エネルギー等のCO₂削減の取組を行うとともに、環境経営システム構築・運用の取組を行います。
- ・参加事業者は、支援相談人の支援のもと、取組期間中（CO₂削減の取組開始月から連続する3ヶ月間であって、平成28年11月迄のデータ）のCO₂排出量及び前年同月比のCO₂の削減量、並びに光熱費等の経費を把握します。

④ 取組結果の報告

- ・参加事業者は、取組期間中の連続する3ヶ月間のCO₂排出量及び削減量等を、支援相談人を通して、担当地域事務局に報告します。

⑤ 支援無料化等の要件

- ・参加事業者が以下の(1)及び(2)の要件を満たした場合、受けた支援が無料となります。
 - (1) 5回の戸別訪問支援を完了すること
 - (2) 本要領2-④に規定するCO₂排出量等を報告すること。
- ・参加事業者のうち、「エコアクション2.1ガイドラインに基づく取組に対する支援」を受けた事業者に限り、以下の(3)及び(4)の要件を満たした場合、受けた支援の無料化に加えて、参加事業者がEco-CRIPの取組に要した内部人件費の一部が補填されます。
 - (3) 平成29年2月28日までに、エコアクション2.1登録審査を申し込むこと。
 - (4) 平成29年10月31日までに、エコアクション2.1登録審査を受審すること。

⑥ 取組結果の年次報告

- ・参加事業者は、Eco-CRIP補助事業に参加した後の3年間（平成29、30、及び31年度）、取組結果の報告として、CO₂排出量及び削減量等を、IPSuSに報告します。

3. 参加できる事業者の要件

Eco-CRIP補助事業は、原則として、環境への取組と事業発展の両立を図りたい中堅・中小事業者であれば、業種業態を問わず、参加することができます。ただし、次に該当する事業者は、Eco-CRIP補助事業に参加することができません。

- 既にエコアクション2.1、ISO14001等の第三者認証による環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者
- 過去にエコアクション2.1、ISO14001等の第三者認証による環境マネジメントシステムの認証を取得したことがあり、現在は取り下げた、あるいは取り消しされた事業者
- 過去にEco-CRIPの戸別訪問支援を受けたことがある事業者

- 電気使用量等の CO₂ 排出量の把握に必要なデータを、実測値として把握できない事業者（例：他の組織等とフロアを共有している場合、または事務所を間借りしている等により電気使用量を按分している場合等）

なお、過去にエコアクション 2.1 自治体イニシアティブ・プログラム（以下、「IP」とします。）または関係企業グリーン化プログラム（以下、「GP」とします。）に参加したことがあり、その際にエコアクション 2.1 の認証取得に至らなかった事業者は、Eco-CRIP 補助事業に参加することができます。

また、本年度の IP または GP に参加している事業者も、Eco-CRIP 補助事業に参加することができます。ただし、IP または GP と Eco-CRIP 補助事業を併用する場合、参加事業者は IP または GP の集合形式の勉強会に、少なくとも 2 回以上参加する必要があります。

4. 参加申込の方法

(1) 申込書類等

参加を申し込む上で提出が必要となる書類は、「参加申込書」、「誓約書」、及び「参加事業者調査票」の 3 書類です。

「参加申込書」及び「誓約書」は、事業者の代表印の捺印が必要です。

(2) 申込期間

平成 28 年 6 月 1 日から申込の受付を開始し、原則、先着順で申込を受け付けます。受付は、補助金予算額に達する時点（275 事業者程度）で締め切ります。

(3) 申込先

申込先は、事業者の所在地を担当する担当地域事務局（別表 1）になります。

(4) 申込方法

申込の方法としては、次の方法があります。

- 参加事業者が、担当地域事務局に直接申し込む方法
- 最寄りのエコアクション 2.1 地域事務局を経由して申し込む方法
（エコアクション 2.1 地域事務局の一覧はこちらから：http://www.ea21.jp/list/chiiki_list.html）
- エコアクション 2.1 審査人を経由して申し込む方法
- 自治体または業界団体等が取りまとめて、申し込む方法 等

「参加申込書」及び「誓約書」は、事業者の代表印の捺印が必要です。それぞれ原本 1 部を提出して

ください。担当地域事務局又はエコアクション21中央事務局へ直接申し込む場合は、郵送でお願いします。

「参加事業者調査票」は、可能な限り電子ファイルの形式で作成し、電子メールでの提出をお願いします。

5. 参加申込にあたっての注意事項

Eco-CRIP 補助事業は、公的資金を財源として実施する補助事業です。そのため、IPSuS、担当地域事務局、支援相談人、及び参加事業者には、Eco-CRIP 補助事業の適正な運営あるいは参加が強く求められます。

Eco-CRIP 補助事業への参加を検討している事業者には、以下の点について十分にご理解、ご認識いただいた上での参加申込をお願いいたします。

- 次の場合、参加事業者が受けた支援が無料とはならず、担当地域事務局及び支援相談人が、参加事業者に対して支援に要した経費を請求する場合があります。
 - ✓ 参加事業者が5回の戸別訪問支援の途中で、Eco-CRIP 補助事業の取組を中止した場合
 - ✓ 参加事業者が、所定の期日までにCO2排出量等の報告を行わなかった場合
 - ✓ 参加事業者が、IPSuS あるいは担当地域事務局に提出する書類、報告等に、虚偽の内容、事実と異なる内容を記載した場合、または、不正を行った場合
- 次の場合、参加事業者に対して、補填された内部人件費の返還を求める場合があります。
 - ✓ 「エコアクション21ガイドラインに基づく取組に対する支援」を受け、エコアクション21登録審査を申し込み、内部人件費の補填を受けた参加事業者が、所定の期日までにエコアクション21登録審査を受審しなかった場合
- 参加事業者には、Eco-CRIP 補助事業の取組（環境マネジメントシステムの構築）後の3年間、毎年取組の結果を報告していただきます。
- Eco-CRIP 補助事業の適正かつ円滑な運営のために、IPSuS または担当地域事務局が、取組期間中に参加事業者の現地調査を行う場合があります。

別表1 担当地域事務局一覧

担当地域事務局名	担当都道府県	住所	電話番号	メールアドレス
環境ネットやまがた	北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島	〒990-2421 山形県山形市上桜田 3-2-37	023-679-3340	eco-crip@env.jp
東京中央	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京	〒167-0051 東京都杉並区荻窪 5-15-7 白風ビル 2F 202 号	03-3392-5231	ecocrip.tokyo-chuo@vesta.ocn.ne.jp
かながわ	神奈川	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センター9 階	045-671-1138	ea21@chuokai-kanagawa.or.jp
新潟県環境分析センター・EA とき	新潟、富山、石川、福井	〒950-1144 新潟県新潟市江南区祖父興野 53-1	025-284-6500	ea21toki@nkbc.jp
長野産環協	長野、山梨	〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田 131-10 長野県中小企業会館 5 階	026-228-5886	ea21nasa@valley.ne.jp
静岡環境資源協会	静岡	〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町 44-1	054-252-9023	kankyou@po.across.or.jp
とよた	岐阜、愛知、三重	〒471-8506 愛知県豊田市小坂本町 1-25	0565-32-4660	ea21@toyota.or.jp
大阪	滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知	〒550-0005 大阪府大阪市西区西本町 1-7-7 CE 西本町ビル 8 階	06-6543-1521	info@ea21-osaka.org
ひょうご EMS 支援センター	兵庫	〒654-0037 兵庫県神戸市須磨区行平町 3-1-18	078-735-2780	ea21hyogo@eco-hyogo.jp
ECO-KEEA 九環協	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	〒813-0004 福岡県福岡市東区松香台 1-10-1	092-662-0410	ea21@keea.or.jp